

江東区老朽空家等相談員派遣事業

地域の活性化及び防災・減災対策を推進することを目的として、老朽空家等の所有者等が抱える問題を解決し、建築物の活用、流通、除却等を促進するため、「江東区老朽空家等相談員派遣事業実施要綱」に基づき、専門相談員（司法書士※）を無料で派遣します。

※ 司法書士は、東京司法書士会墨田・江東支部の会員の中から選任されます。

1 派遣対象者

次に掲げる要件を全て満たす者が対象です。ただし、派遣先条件あり※1

- ☐ 老朽空家等※2の活用、流通、除却等をすることを目的としている所有者等※3（法人を除く。当該老朽空家等を共同で所有している場合にあっては、その代表者）であること。
- ☐ 前年度の住民税を滞納していないこと。
- ☐ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

※1 専門相談員を派遣する派遣先は、原則として、「東京23区内またはその近郊」です。対象地域外への派遣申請については、区と専門相談員の所属する専門家団体との協議により、専門相談員を派遣できない場合があります。また、専門相談員の派遣先は、申請者の居住地以外とすることも可能です。（例:最寄り駅のカフェ等）

※2 老朽空家等とは、江東区内の老朽建築物及び空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等であって、かつ、一戸建ての住宅（兼用住宅を含む。）であり、居住その他の使用がなされていないものをいいます。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）に違反しているもの及び法第2条第2講に規定する特定空家等として認定されているものを除きます。

※3 所有者等とは、老朽空家等の所有者として登記若しくは登録されている者又は所有者からの委任を受けた者若しくは所有者の相続人をいいます。

2 派遣料金

無料（申請者の負担金額はありません。）



《 申請方法（申請までの流れ） 》

i 事前に、以下の連絡先までご連絡ください。

江東区 都市整備部 建築調整課 建築調整係

電話：03-3647-9754（直通）

※江東区の以下のHPのお問い合わせフォームからご連絡いただくことも可能です。

（<https://www.city.koto.lg.jp/395107/akiya/soudaninnohaken.html>）

その際は、次の項目をご入力ください。

- | | |
|-------------------------|------------------------------|
| (1) 件名（江東区老朽空家等相談員派遣希望） | (4) 対象建築物の住所 |
| (2) 申請書氏名 | (5) 相談員の派遣希望先住所 |
| (3) 連絡先（メールアドレス及び電話番号） | (6) 所有者等の別（所有者または代理人若しくは相続人） |

ii 申請要件等を確認いたします。

※区の職員が、申請要件や提出書類など、必要な事項を確認いたします。

※HPのお問い合わせフォームからご連絡いただく場合、各種通信機器のセキュリティー等の設定により、区からの連絡が受信できなくなっている場合があります。お手数ですが、お問い合わせフォームの送信から5営業日を超えて、区からの連絡がない場合には、上記 i までご連絡いただけますようお願いいたします。

iii 申請書及び添付書類をご提出ください。

江東区役所5階 5-29 窓口

住所：江東区東陽四丁目28番11号（建築調整課 建築調整係）

※ご提出いただく書類は、原則として以下のものが必要となりますが、**必ず事前にご相談**ください。

- ☐ 江東区老朽空家等相談員派遣利用申請書
- ☐ 江東区内の老朽空家等の所有者等であることがわかる書類
例：相談対象となる老朽建築物等の登記事項証明書 等
- ☐ 誓約書（申請要件を満たすことの誓約）、承諾書（個人情報関係）

※郵送による申請も受付けておりますので、ご相談ください。

※申請書に記載する「派遣希望日」は、**申請日から2週間後以降の日付**を記載してください。

※登記されている所有者と申請者が異なる場合は、所有者と申請者の関係を示す委任状または戸籍事項証明書の写しなどを添付してください。（詳細については、事前にご相談ください。）

iv 派遣利用決定通知書を区から郵送いたします。

※派遣される相談員や派遣実施日時、派遣場所等を記した通知書を申請者様にお送りいたします。

※派遣される相談員と事前に連絡を取ることも可能です。

v 派遣された相談員へ、予定された日時・場所でご相談ください

お問合せ先

江東区 都市整備部 建築調整課 建築調整係（区役所5階 5-29 窓口）

住所：〒135-8383 江東区東陽四丁目28番11号

電話：03-3647-9754（直通）

H P： <https://www.city.koto.lg.jp/395107/akiya/soudaninnohaken.html>

江東区 老朽空家等 相談員派遣

検索